

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案

要綱

第一 特定損害保険契約の保険金額の下限を、十一億円に改めるものとする。 (第一条関係)

第二 担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九千三百二十七億四千八百七十四万五千円に改めるものとする。 (第二条関係)

第三 この政令は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。 (附則関係)